



坂下東小学校だより

坂下ひがし

坂下東小学校

令和6年7月1日

No. 6

水泳学習がはじまりました



今年も、プール開きを5月29日に行い、6月中旬から本格的にプールでの学習がはじまりました。どの学年でも「ビート板で泳げるようになりたい」「50mを泳げるようになりたい」などと具体的な目標を立てています。

プールでの学習は、命に関わる学習なので「泳げる」ことだけが目標ではありません。自分の命を守るために、水の危険性を学んだり、溺れたときの対応の仕方を学んだりもします。「泳ぐ」ということは、その延長線上にあります。授業の中では、先生方が複数の目で確認しながら指導をしています。ルールを守って、安全に学習することが前提ですので、ルールが守られない場合は入水を禁止します。毎年、学校や公共施設のプールで事故が発生しています。本町でも過去に同様の事故がありました。決して気を緩めることなく、安全なプール指導をしていきます。6月24日には教職員に「救命救急法」の研修を会津坂下消防署の方にやっていただきました。

今月には「水遊び参観」「校内水泳記録会」が予定されています。多くの保護者の方がいらっしゃって、子どもたちも大喜びするのですが、競技だけでなく、水への意識も見ていただけたらと思います。



6月24日の救命救急法講習会の様子

なお、今回の水あそび参観・校内水泳記録会については撮影は禁止とさせていただきます。(映り込みが予想されますし、その行為自体が他の方からの不信を招く可能性があります)学校のブログや学校だよりでも児童のプールでの写真は撮影・掲載していません。ただし、卒業アルバム用の写真は撮影します。

- 校地内での保護者の交通事故については、学校で責任を取ることはありません。(加害者がその保障をすることになります)
- 下校時に自家用車で迎えに来る場合は、通常の下校とは異なるので「学校管理下外」となり、スポーツ健康センターの保障とならないのでご注意ください。

租税教室



6月24日（月）に6年生が「租税教室」を行いました。町役場税務課の方においでいただき指導してもらいました。社会科で国民の三大義務を学習していて、その中の「納税の義務」から授業がはじまっていきました。

税金といっても子どもたちにはあまりピンときませんが、タブレットや校舎、道路などが税金でまかなわれていることを知ると税金の大切さが分かったようです。

子どもたちは納税の意義がわかったので将来立派な納税者になるでしょう。

～子どもの性加害について～

子ども同士であっても性加害になるケースがあります。ジャニーズの問題などで性加害は大きな関心事です。学校ではプライベートゾーンについての学習をして性的な部分を大切にすることを保健の時間などで学習します。それでも、友達同士でふざけ合って股間を触るなどの行為をする子がいます。被害を受けた子にとっては、精神的な影響が大きく一生背負わなければならないケースもあります。謝罪で許されることではないことを各ご家庭でもお話してください。決して加害者にならないこと、被害に遭ったらすぐに伝えることが重要です。（年齢に関係なく犯罪行為です。）

また、年齢制限のある画像や映像、ゲームなどを子どもたちが目にしていることもあります。それぞれの利用規約に明記してあるので家庭で確認してください。例えばYouTubeは12才以下は利用不可となっています。保護者のアカウントで視聴するようになるので、保護者の責任です。

学校運営協議会から

6月25日（火）に第2回学校運営協議会が行われました。今回の熟議の議題は「教員の働き方改革」でした。学校現場で大きな課題になっている事柄です。今回は、今の学校の実態を話し、今までの学校のあり方の見直しとともに、保護者の責任についても話題となりました。

本校では、18：30に学校を閉め、教員が疲弊しない環境をつくることを重視しています。先生方も子どもたちも元気に学校生活を送れるようにしなければなりません。保護者の方々にご理解いただきたいと思います。

